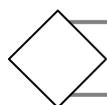


(5) 教育委員会機能の充実



教育委員会会議の活性化及び教育委員の活動のさらなる充実

[今後の方向と目標]

公教育の質を高め、児童生徒や保護者、住民の公教育に対する信頼を確保する上で、地方教育行政を担う教育委員会の役割がますます重要となっている。

このため、教育委員会会議の一層の活性化を図るとともに、学校等教育施設の視察等を通して、教育現場の実情の把握に努めるなど、非常勤の職である教育委員が、それぞれの識見を発揮しながら、教育委員の活動のさらなる充実を図る。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

教育委員会会議の傍聴者数の増加.....平成25年度 50人

意見交換会や意見聴取の機会の増加.....平成25年度 10回

学校等教育施設、学校行事等の視察の増加.....平成25年度 20回

教育施策の推進に係る会議や行事への参加の増加.....平成25年度 10回

[施策の取組]

教育委員が各地域の教育の実態や課題について理解を深め、教育委員会会議の一層の活性化を図るために、県内各地における移動教育委員会の開催を積極的に推進する。

県民や教育関係者の県教育行政への理解を深めるため、教育委員会会議の傍聴機会の確保に努める。

施策の一層の充実を図るために、基本方針、重要な施策の立案段階から意見交換会（勉強会）を開催し、各委員と事務局との意見交換を行う機会を増やす。

学校等教育施設の視察を推進するとともに、教職員や児童生徒との対話や保護者、地域住民等との意見交換を行う場を設けることで、教育現場の実情把握に努める。

県の教育委員と市町の教育委員との連携協力を推進するために、市町の教育委員との意見交換を行う。

地域教育推進委員連絡協議会に加え、施策の推進について協議を行う会議や、児童生徒が参加する各種大会等に積極的に参加するなど、施策の進捗状況や効果等の把握に努める。

4 子どもたちが安心して学べる環境づくり、信頼される学校づくりを進めます

[これまでの主な取組]

移動教育委員会の開催

教育委員会会議を県内各地に出向いて開催することにより、各地域及び各教育機関等の実態について理解を深め、今後の教育行政に活かすとともに、広く県民が教育委員会を傍聴する機会を確保し、本県教育行政への理解を深める。

施策立案段階での意見交換及び議案等の事前説明

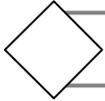
施策立案段階での意見交換会（勉強会）を開催し、教育委員の意見を施策に反映させる。また、議案等の事前説明を行い、教育委員会会議での協議の充実を図る。

学校等教育施設の視察

教育委員が教育現場の実情を把握し、見識を広めるために、学校等教育施設の視察や教職員等との対話の機会を確保する。

地域教育推進委員連絡協議会への参加

「地域教育推進会議」の代表者が意見・情報交換を行う「地域教育推進委員連絡協議会」への参加を通して、地域の実情と施策の進捗状況や効果等の把握に努める。



教育委員会の点検及び評価の実施

[今後の方向と目標]

平成19年6月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され（平成20年4月1日施行）、教育委員会の行政の執行状況について、点検及び評価を行うことが義務づけられた。

これを受けて、事前に教育委員会が立てた基本方針に基づく教育行政の具体的な執行状況や目標達成の度合いについて、教育委員会自らが事後にチェックし、県民に対する説明責任を果たし、その活動の充実を図る。

[施策の取組]

各年度において、教育委員会の重要施策について総括的に点検及び評価を実施する。

教育について識見を有する外部有識者から構成される委員に意見を聴取し、評価の客観性の向上を図りながら、教育委員会の点検及び評価を行う。

点検及び評価の結果報告書は、議会に提出するとともに、県民に公表する。

点検及び評価の結果については、施策等の企画立案、予算編成その他の教育委員会における教育行政の遂行等に適切に活用することで、効果的な教育行政の推進に資する。

[これまでの主な取組]

「県政推進プログラム100²⁰」に含まれる事業については、知事部局の行う「県政推進プログラム100の点検・評価」により、点検・評価を実施する。

主な事業に関しては、個別に節目の年度に評価・検証委員会を立ち上げ、事業の内容、成果及び課題に関しての検証を行い、報告を行う。

²⁰ 県政推進プログラム100……「元気で安全安心な兵庫」の実現に向けて重点的に取り組むべき分野、課題のそれぞれに対応した施策・事業を明示し、その具体的な方向をとりまとめたもの。